様式１

整理番号	健康－法申－85

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	第１種動物取扱業登録の更新
概　要	第１種動物取扱業登録者が、登録の有効期間満了（５年）に際し、引き続き、業を営もうとする場合は、動物の愛護及び管理に関する法律第１３条に基づき、登録を更新しなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。
根拠法令等及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第１３条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第２条、第３条、第４条
審査基準	・登録の更新を受けようとするものが、次の各号に該当するとき、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要な基準に適合していないと認めるとき、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては犬猫等健康安全計画が基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否しなければなりません。 １　心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者 ２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ３　第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者 ４　第十条第一項の登録を受けた者（以下「第１種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第１種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの ５　第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ５の２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ６　この法律の規定、化製場等に関する法律第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号、外国為替及び外国貿易法第六十九条の七第一項第四号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第五号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第七十条第一項第三十六号（同法第四十八条第三項又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第七十二条第一項第三号（同法第六十九条の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）若しくは第五号（同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法第二十七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ７　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者 ７の２　第１種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるものとして定める者 ８　法人であつて、その役員又は使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの ９　個人であって、その使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの ・動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要な基準及び飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していること（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第３条（参考資料「動愛－２」、 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418M60001000001）
標準処理期間	１５日
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室
提出時期	随時
提出方法	動物取扱業登録更新申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室へ提出してください。
手数料	13,000円（同じ事業所で同時に2つ以上の動物取扱業の種別の登録を受けようとする場合は、１業種ごとに6,500円追加）
相談窓口	動物愛護相談室
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007339.html
備　考	